

**ISO/TMB/WG SR**

社会的責任

担当

Kristina Sandberg

Eメール

kristina.sandberg@sis.se

本資料は、(財)日本規格協会によって仮訳したものです。本資料の無断での引用・転載を禁じます。

**第5回 ISO/TMB/WG SR 総会の決議****2007年11月5～9日、ウィーン、オーストリア**

注記：決議は、WGの今後の作業又は主要な決定事項に影響を及ぼすと考えられる決定事項を反映するものである。その他すべての決定事項は、議事録に反映される。

**決議1**

ISO/TMB/WG SRは、WG事務局に対し、ウィーン総会前に文書N105で要求されているとおり、年間活動報告書を提出していないD-リエゾン組織に連絡し(N128の第2改訂版参照)、引き続きWG SRのD-リエゾン組織であることに関心があることを明確にすることを求め、WGに関連するそれぞれの組織の活動情報についても調査することを要請する。

ISO/TMB/WG SRはまた、WG事務局に対し、コメントに対するフォローアップについてCAGで協議した後にWGに提案し意見を求めること、並びに、関連性がある場合はTMBにそれに応じて行動するよう勧めることを要請する。

**決議2**

ISO/TMB/WG SRは、統合原案タスクフォース(IDTF)の設置について合意する。IDTFの必要性及びその委任は、次回のWG SR会議において再び取り上げなければならない。

**委任事項：**

- － 規格策定TGの起草チームによる改訂文を含めた、ISO 26000の本文全体の見直し
- － 受け取ったコメントに基づき、ISO 26000の総合的な見直し及び改訂の実施
- － 協議の際に受け取ったコメントの編纂

IDTFは、文書ISO/TMB/WG SR N 130に概説されている手順に従わなければならない。

**メンバー：**

- － 規格策定TGのコンビナー及び共同コンビナー
- － 各ステークホルダーカテゴリーから選出された2名の専門家、(できる限り)先進国から1名及び途上国から1名とし、その中には、少なくとも1名は規格策定TGの起草チームに参画している専門家を含むこと。さらに、途上国のことを考慮したうえで、2名の代理を選出する。
- － 編集委員会の代表1名
- － ILOの専門家1名(MoUによる)
- － UNGCの専門家1名(MoUによる)
- － ISO中央事務局の代表1名
- － WG SR議長が指名する事務局2名

**ISO/TMB/WG SR**

社会的責任

IDTF メンバーは、IDTF 内からコンビナーを指名する。

IDTF は、次の事項に関してできる限り釣り合いがとれていることが望ましい。

- － 先進国と途上国からの代表
- － 性別
- － 規格策定 TG の作業への参加

オブザーバー：

- － 既に設置されている WG SR の 言語タスクフォースから各 1 名の専門家

**決議 3**

ISO/TMB/WG SR は、TG 4～6 リエゾンタスクフォース(LTF)を解散し、リスボン会議での創設以来これまでの LTF に対する活動と貢献に対して、規格策定 TG コンビナー、共同コンビナー、事務局及び共同事務局に加えて各ステークホルダーから選出された専門家に感謝する。

**決議 4**

ISO/TMB/WG SR は、次の寄付者がステークホルダーの参加を促進するために既に供与した寄付に対して謝意を表明する。

- － フィンランド政府
- － スウェーデン国際開発協力機関(SIDA)
- － スイス経済担当州事務局(SECO)

ISO/TMB/WG SR は、参加の少ないステークホルダーが、SR プロセスに釣り合いのとれた参加を確実にすることとともに、ISO 26000 がその実践を通じて地球規模で広範囲に受け入れられるよう準備することにより、ISO SR プロセスの中で、既存及び潜在的な寄付者並びにパートナーの支援とパートナーシップを維持し増進させることを奨励する。

**決議 5**

ISO/TMB/WG SR は、次の寄付者がステークホルダーの参加を促進するために既に供与した ISO SR 信託基金への寄付に対して謝意を表明する。

- － ペトロbras(Petrobras)社
- － ソニー株式会社

ISO/TMB/WG SR は、次の機関からの寄付の申し出に対して謝意を表明する。

- － オランダ外務・開発協力省

ISO/TMB/WG SR は、参加の少ないステークホルダーが、釣り合いよく参加できることを確実にすることとともに、ISO 26000 がその実践を通じて地球規模で広範囲に受け入れられるよう準備することにより、ISO SR プロセスの中で、諸財団を含め ISO SR 信託基金に対する既存及び潜在的な寄付者の支援とパートナーシップを維持し増進させることを奨励する。

**ISO/TMB/WG SR**

社会的責任

**決議 6**

ISO/TMB/WG SR は、SR プロセスへのステークホルダーの参加を特別に支援してくれた組織を認識し、謝意を表明する。

**決議 7**

ISO/TMB/WG SR は、ISO/TMB/WG SR N 111 に記述されている「ロゴ利用ポリシー」を含む ISO SR 信託基金に関する管理プロセスを承認する。

**決議 8**

ISO/TMB/WG SR は、国連グローバルコンパクト及びそのネットワークと ISO/SR との継続的な協力関係の強化及び連携において、国連グローバルコンパクト及びそのネットワークが、ISO SR プロセスへのステークホルダー参加を強化するための各国 WG SR 国内委員会との関係を促進していることを認識する。

**決議 9**

ISO/TMB/WG SR は、全てのステークホルダーカテゴリーが国内委員会に参画しているわけではないことに注目し、ISO/SR プロセスに参加している ISO メンバー機関及び WG 専門家に対して、全ステークホルダーカテゴリーからの参加を達成するための措置をとることを強く勧める。ISO/TMB/WG SR は、ISO メンバー機関がそれぞれの国内委員会の審議において 6 分野のステークホルダーカテゴリーに関与することを奨励している ISO/TMB 勧告に注目する。

**決議 10**

ISO/TMB/WG SR は、今後開催されるオープンワークショップが総会前に開催される他の会議（例えば、ステークホルダー会議）と開催日・時間が重複することを避けるように計画すること、及びオープンワークショップの内容は他の行事（例えば、DEVCO、政府ワークショップ、一般向けの意識向上ワークショップ）と連携して決定することを勧める。

**決議 11**

ISO/TMB/WG SR は、次回の WG SR 会議前に、WG SR に参画する専門家、オブザーバー、ISO メンバー機関及び D リエゾン組織に ISO 26000 モデル・コミュニケーション・プランを回付することを WG 事務局に要請する。

**決議 12**

ISO/TMB/WG SR は、ISO/TMB/WG SR N 131 に記述されているように、各国の WG SR へのインプットに関するガイダンスを提供する運用手順を採択し、WG SR に参画するすべての専門家、オブザーバー及び ISO メンバー機関に回付することを WG 事務局に要請する。

**ISO/TMB/WG SR**

社会的責任

**決議 13**

ISO/TMB/WG SR は、CD 及び DIS 段階で、D リエゾン組織が提出するコメントは、下記のうち、最低 1 名によって正式に承認されなければならないことを決議する。

1. その団体の理事のうちの 1 名
2. その団体の最高経営責任者又は同等者
3. その団体の理事会

**決議 14**

ISO/TMB/WG SR は、専門家又はオブザーバーとして指名されなかった研究者はメディアと同じ手順（文書 ISO/TMB/WG SR N 102）に従って WG SR に参加してもよいことを決議する。

WG SR への参加に関心のある研究者は、TG 2 事務局に連絡するのが望ましい。

**決議 15**

ISO/TMB/WG SR は、TG 1～6 のコンビナーによって報告され、ウィーン会議の最終本会議中に討議された報告書を承認する。

**決議 16**

ISO/TMB/WG SR は、次の目的でドイツ語圏タスクフォース(GTF)の設置について合意する。

- － WG SR に参加している専門家、オブザーバー、ドイツ語圏の ISO メンバー機関及び D リエゾン組織の間のドイツ語での交流を促進する
- － ドイツ語圏の専門家及びオブザーバーの WG SR への効果的な参加に不可欠であるとそのメンバーが考える作業文書のドイツ語翻訳を提案する
- － 専用ネットワークを通してドイツ語圏の国や地域に WG SR 作業に関する情報を提供する

注記 DIS 及び FDIS 段階での規格原案のドイツ語への翻訳は、DIN(ドイツ規格協会)/ON(オーストリア規格協会)の責任で行う。

**決議 17**

ISO/TMB/WG SR は、ウィーン総会後に ISO 26000 原案を WD 4(第 4 次作業文書)として提出することを決議し、WG SR プロジェクト計画をそれに応じて改訂することを WG 事務局に要請する。

ISO/TMB/WG SR は、次回 WG SR 会議において CD 段階への移行目標について勧告する。

**決議 18**

ISO/TMB/WG SR は、次回 WG SR 会議まで規格策定のための詳細な原案作成計画を作成し、3 週間以内に WG SR に参考として回付することを統合原案タスクフォース(IDTF)に要請する。

**ISO/TMB/WG SR**

社会的責任

**決議 19**

ISO/TMB/WG SR は、任意の SR イニシアティブに関するアドホック・グループを設置することを決議する。

**委任事項：**

WD 4 の規格策定において任意の SR イニシアティブに関する課題への取り組み方について IDTF の一般ガイダンスを作成すること。アドホック・グループのガイダンスは、過去の WG 決議事項との関係の範囲内であることと同様に LTF 及び国際規範、国際協定及びイニシアティブに関しての規格策定 TG における過去の討議を基に構築され提供される。

**メンバー：**

- － ステークホルダーカテゴリーごとに代表 3 名まで
- － ILO の代表 1 名 (MoU による)
- － 国連グローバルコンパクトの代表 1 名 (MoU による)
- － IDTF コンビナー (コンビナー)

アドホック・グループは、IDTF にそのガイダンスを提出する 2007 年 12 月初旬に解散する予定である。

**決議 20**

ISO/TMB/WG SR は、この第 5 回 WG SR 会議における温かい歓待やすばらしい手配に対してオーストリア規格協会(ON)、オーストリア開発局、連邦環境省、ウィーン市民、ウィーン市、国連工業開発機構及び国連グローバルコンパクトに感謝する。